

令和 2 年 3 月 6 日
土 木 部 管 理 課
土 木 部 河 川 公 園 課

都市計画公園・緑地の整備方針及び 緑確保の総合的な方針の改定について

1 経緯

東京都、特別区及び市町（村）は、都市計画公園・緑地の整備に一体となって取り組むため、平成 18 年 3 月に「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、平成 23 年に改定を行った。

また、都市の中で減少傾向にある緑の課題に対応するため、平成 22 年 5 月に「緑確保の総合的な方針」を策定し、平成 28 年に改定を行った。

その後、公園・緑地の更なる計画的な整備の推進と民有地の既存の緑をまちづくりの取組の中で計画的に確保することを目的に、改定を行うものである。

2 改定のポイント

(1) 都市計画公園・緑地の整備方針

- ア 緑溢れる東京の実現に向け、新たな優先整備区域を設定し、都市計画公園・緑地の整備を促進
- イ 優先整備区域拡大のルールの特明確化
- ウ 優先整備区域内の建築制限の緩和

(2) 緑確保の総合的な方針

- ア 緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進
- イ 新たな「確保地」の設定及び施策を提示
- ウ 確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地を保全

すべき農地として明確化

3 今後の予定

令和2年2月13日から令和2年3月19日まで、パブリックコメントを実施中であり、4月にパブリックコメントの意見を反映させた最終案の確認を行う。

その後、令和2年5月に「都市計画公園・緑地の整備方針」及び「緑確保の総合的な方針」を改定及び公表をする予定である。